

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20200803電委第4号
令和2年9月2日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

小売電気事業を営もうとする者の登録について（回答）

令和2年8月3日付け20200727資第20号及び令和2年8月31日付け20200819資第8号により、貴職から当委員会に意見を求められた小売電気事業を営もうとする者について、審査を行ったところ、別添の小売電気事業を営もうとする者の登録については、登録することに異存ありません。

ただし、貴職におかれましては、別添の小売電気事業を営もうとする者の登録に当たっては、下記の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。

(別添)

(小売電気事業を営もうとする者)

- ・ 八千代エンジニアリング株式会社
- ・ 日本海ガス株式会社

法人番号 2011101037696

法人番号 2230001002284